

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を一部開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成 23 年 6 月 19 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「平成 16 年 10 月 20 日北九教総総第 302 号で、市教委は各政令指定都市教育委員会に対して教育委員会会議の議事録などの開示に関する調査の依頼をおこなっている。

- 1 その文書及びその起案文書及び添付資料全て
- 2 各教育委員会からの回答全て
- 3 各教育委員会から提出された回答文書を市教委が集約した行政文書及びその起案文書」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 23 年 7 月 4 日付け北九教総総第 115 号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書不開示決定通知書を平成 23 年 8 月 3 日に受領した。

- 3 審査請求人は、平成 23 年 8 月 8 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 「行政文書の一部を開示しない理由」欄の文書不存在の理由は、虚偽で信用できない。

その理由の第 1 に、一部開示決定通知書は、北九州市情報公開条例施行規則に基づく書式に違反した文書である。頁下端の「日本工業規格 A 4」の表示が不存在である。

(2) 第 2 に、調査依頼に係る文書として、平成 16 年 10 月 20 日付け北九教総総第 302 号の文書は開示された。にもかかわらず、その起案文書が存在していないことは不自然である。しかも、この不存在理由の保存期間、種別の説明文が存在しない。

開示を受けた日に、直接教育委員会総務課に赴き、担当者に説明を求めたが、回答することはできなかった。虚偽の証拠である。

(3) 各教育委員会からの回答文書が保存期間（5 種・1 年）と定める根拠を、担当者は説明できなかった。虚偽の証拠である。

(4) 各教育委員会からの回答文書を集約する起案文書は保存期間（5 種・1 年）との回答をしている。しかし、集約文は開示しているが、起案文書が存在しないのは不自然である。

担当者は、当該起案文書を保存期間（5 種・1 年）と定める根拠を説明できなかった。虚偽の証拠である。

第 3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 北九州市情報公開条例施行規則第 4 条においては、情報公開に関する行政文書の一部開示決定通知書（第 4 号様式）等の書面様式を定め、当該書面右下に「日

本工業規格A4」と表示している。

これは、当該書面が日本工業規格におけるA4版であることを示したものに過ぎず、当該表示の有無が、文書の内容に影響を与えるものではなく、文書の効力に問題はない。

このことは、法規解釈を所掌する総務企画局文書課に確認済である。

2 「調査依頼文書（平成16年10月20日付け北九教総総第302号）」及び「各教育委員会から提出された回答文書を集約した行政文書」は、北九州市文書管理規則の定めでは、「照会、回答、通知、報告等に関するもので軽易なもの」に該当し、その保存種別、保存期間は5種・1年とされているが、保存期間満了後においても保管されていたため、情報公開条例の趣旨に則り開示したものである。

3 一方、不開示とした「調査依頼文書の起案文書及び添付資料全て」、「各教育委員会からの回答全て」及び「回答文書の集約に係る起案文書」については、5種・1年の保存期間の満了とともに廃棄されているため不開示としたもので、これらの文書が存在しなくても不自然ではない。

なお、一部開示決定通知書において、起案文書に係る不存理由に保存種別、保存期間を記載していないのは、記載漏れである。

4 審査請求人は、総務課職員との面談において、当該職員から回答がなかったことが虚偽の証拠と主張するが、審査請求人の来訪が突然のもので、回答にあたっては、北九州市文書管理規則などを確認することが適当と判断したため、その場では回答しなかったものである。

5 以上のとおり、本件に係る行政文書の一部開示決定は、北九州市情報公開条例等に基づき適正に行ったものであり、本件審査請求は理由がない。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

平成16年10月20日付け北九教総総第302号で、教育委員会が各政令指定都市教育委員会に対して行った、

ア 教育委員会会議の議事録などの開示に関する調査の依頼文書及びその起案文書及び添付資料全て

イ 各教育委員会からの回答全て

ウ 各教育委員会から提出された回答文書を市教委が集約した行政文書及びその起案文書

- (2) 処分庁は、本件行政文書のうち、上記(1)アの教育委員会会議の議事録などの開示に関する調査の依頼文書として、平成16年10月20日付け北九教総総第302号の「教育委員会会議の議事録等に関する調査について(依頼)」の文書(以下「本件依頼文書」という。)を、(1)ウの各教育委員会から提出された回答文書を市教委が集約した行政文書として、「教育委員会会議議事録等に関する調査〔政令指定都市〕」の文書(以下「本件集約表」という。)を特定して、いずれも全部開示している。

なお、上記(1)アのうち「その起案文書及び添付資料全て」、(1)イの「各教育委員会からの回答全て」、及び(1)ウのうち「その起案文書」(以下併せて「本件不開示文書」という。)については、いずれも、保存期間(5種・1年)満了後、廃棄したとして、不存在としている。

2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、次の2点に要約される。

- (1) 本件依頼文書及び本件集約表が本件行政文書であるか否か(争点1)。
(2) 本件不開示文書が存在するか否か(争点2)。

3 本件依頼文書及び本件集約表が本件行政文書であるか否か、及び本件不開示文書が存在するか否かについての判断(争点1及び2)

当審査会で見分したところ、本件依頼文書は、各政令市における教育委員会会議録の公開状況を調査するため、平成16年10月20日付けで、北九州市教育委員会総務課長が、各政令市教育委員会総務課長に対して送付した文書である。また、本件集約表は、調査結果を集約した一覧表である。

異議申立人は、本件依頼文書が存在するのに起案文書が存在しないのは不自然であること、通常、一部開示決定通知書の右下にある「日本工業規格A4」の記載がないことなどを理由として、本件処分が虚偽であると主張している。

一方、処分庁は、本件行政文書はいずれも保存種別第5種(保存期間1年)の照会回答文書であり、本件依頼文書及び本件集約表の原本、並びに本件不開示文書は保存期間満了後廃棄されたが、本件依頼文書及び本件集約表については、本

市において、教育委員会会議録の公開を検討するために、担当者が写しを取り、常用文書として保管されていたものを開示したと説明している。

また、「日本工業規格A4」の記載についても、当該書面が日本工業規格におけるA4版であることを示したものに過ぎず、当該表示の有無が、文書の内容に影響を与えるものではなく、文書の効力に影響はないと説明している。

そこで、当審査会において、処分庁のファイリングキャビネット等を実地調査したところ、本件依頼文書及び本件集約表が、会議録公開についての検討資料を保管する常用ファイル内に綴じられていること、この常用ファイル内には本件不開示文書は存在しないことを確認している。

また、保存種別第5種（保存期間1年）の照会回答文書の保管場所には、保存期間内の文書のみが保管されており、保存期間を経過している本件依頼文書、本件集約表、及び本件不開示文書については、いずれも保管されていないことを確認している。

これらの事実は、処分庁の主張に矛盾がないことを裏付けるものというべきであり、他に、本件依頼文書及び本件集約表が虚偽文書であることや、本件不開示文書が存在することをうかがわせるような特段の事情がない以上、本件行政文書は本件依頼文書及び本件集約表であり、本件不開示文書については、処分庁で作成されたものの保存期間満了後廃棄されたものと判断せざるを得ない。

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいとの申出があった。審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

5 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会長職務代理者

高木康衣

委
委
委

員
員
員

田 村 奈 々 子
川 本 利 恵 子
五 十 嵐 享 平